

秋田市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (許可申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項又は条例第7条第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする日の10日前までに、屋外広告物許可申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 既設の広告物又は掲出物件を使用する場合にあつては、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真</u></p> <p>第3条 (略) (継続許可申請)</p> <p>第4条 条例第5条第3項(条例第7条第8項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに、屋外広告物継続許可申請書に、次に掲げる書面等を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該広告物又は当該掲出物件についての条例第11条の2の規定による点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面等</p> <p>(変更等許可申請)</p> <p>第5条 条例第5条第5項(条例第7条第8項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、変更又は改造をしようとする日の10日前までに、屋外広告物変更等許可申請書に、変更又は改造の内容を示す図書および前条第3号に掲げる書面等を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、当該広告物又は当該掲出物件が大規模広告物等(変更又は改造により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。)であるときは、第2条第3号に掲げる図書を添付するものとする。</p> <p>第6条～第12条 (略) (条例第11条の2ただし書の規則で定めるもの)</p> <p><u>第12条の2 条例第11条の2ただし書の規則で定めるものは、市長が認める広告物等の点検に関する講習を修了した者とする。</u></p> <p>(除却の義務)</p>	<p>第1条 (略) (許可申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項又は条例第7条第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする日の10日前までに、屋外広告物許可申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第3条 (略) (継続許可申請)</p> <p>第4条 条例第5条第3項(条例第7条第8項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに、屋外広告物継続許可申請書に、次に掲げる書面等を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p><u>(3) 継続許可申請の日前5日以内に撮影した当該広告物又は当該掲出物件のカラー写真</u></p> <p>(変更等許可申請)</p> <p>第5条 条例第5条第5項(条例第7条第8項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、変更又は改造をしようとする日の10日前までに、屋外広告物変更等許可申請書に、変更又は改造の内容を示す図書を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、当該広告物又は当該掲出物件が大規模広告物等(変更又は改造により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。)であるときは、第2条第3号に掲げる図書を添付するものとする。</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(除却の義務)</p>

<p>第13条 条例第13条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書によるものとし、<u>除却後の状況を撮影したカラー写真を添付するものとする。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第13条 条例第13条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書によるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>
---	--